

令和7年度第26回北海道開発局幹部と建専連・北海道建専連幹部等との
意見交換会

日時：令和7年7月15日（火）15:00～16:30

場所：ホテルポールスター札幌 2階「セレナーデ」

【共通要望事項①】

【議題】

「『労務費の基準』の実効性ある活用について」

【趣旨】

昨年度の建設業法等の改正により、中建審が「労務費の基準」を作成・勧告し、受注者及び注文者の双方に対して著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼を禁止（違反受発注者には国土交通大臣等が勧告）することとなり、その結果、現在「労務費の基準」が職種ごとに策定されることとなり、このことを歓迎いたしております。

今後は策定された「労務費の基準」が純粋な労務費として元請・下請間の契約において適正に反映されることが極めて重要です。しかしながら、公共工事の落札の基本が安値にあるため、業界側も依然として安値受注から脱却できず、基準が現場で形骸化する恐れもあります。については、本制度の実効性を確保するため、次の2点をよろしくお願ひいたします。

①「価格競争から質の競争へ」という意識改革の重要性について、関係者へ広く強く周知・啓発をお願い申し上げます。

②建設Gメン等の活動を通じて、民間工事を含む全ての受発注現場において、「労務費の基準」が確実に反映されるよう監視・指導いただくよう強く要望いたします。

これらの取組は、技能者の待遇改善と建設業の持続的発展に資するものであり、建専連としても業界内の意識改革に取り組んでまいりますが、ぜひ国のリーダーシップにより強力に推進いただきたいと考えております。

【北海道建設躯体工事業協同組合 要望】

昨年度の建設業法等の改正により、中建審が「労務費の基準」を作成・勧告し、受注者及び注文者の双方に対して著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼を禁止（違反受発注者には国土交通大臣等が勧告）することとなり、その結果、現在「労務費の基準」

が職種ごとに策定されることとなり、このことを歓迎しているところでございます。

今後は策定された「労務費の基準」が純粋な労務費として元請・下請間の契約において適正に反映されることが極めて重要だと感じております。しかしながら、公共工事の落札の基本が安値にあるために、業界側も依然として安値受注から脱却できず、基準が現場で形骸化する恐れもあります。については、本制度の実効性を確保するために、次の2点をよろしくお願ひしたいと思います。

①「価格競争から質の競争へ」という意識改革の重要性について、関係者へ広く強く周知・啓発をお願いいたします。

②建設Gメン等の活動を通じて、民間工事を含む全ての受発注現場において、「労務費の基準」が確実に反映されるよう監視・指導いただくよう強く要望いたします。

これらの取組は、技能者の処遇改善と建設業の持続的発展に資するものであり、建専連としても業界内の意識改革に取り組んでまいりますが、ぜひ国のリーダーシップにより強力に推進していただきたいと考えております。

【北海道開発局 回答】

建設業では、受注において価格や工期が重視される傾向がございます。そのしわ寄せが技能者の賃金や休暇などに及び、建設業において新たな担い手の確保に支障が生じているという状況でございます。建設業で働く方々の処遇が改善し、建設業が持続可能となることは地域を守っていくために必要なことでございます。昨年6月の建設業法等の改正につきましても建設業が役割を果たし続けられる持続可能な建設業を目指すことが目的となっているところです。引き続き建設Gメンによる調査、会議、意見交換など様々な機会を捉え、改正建設業法等において措置された著しく低い労務費による見積り依頼と提出の禁止や工期ダンピングの禁止などの意義を受発注者双方に周知して、先ほどお話のありました「価格競争から質の競争へ」と、マインドと行動変容がなされるように努めてまいります。

労務費の基準につきましては、先ほど簡単に御説明いたしましたが、御承知のとおり現在中央建設業審議会の労務費の基準に関するワーキンググループにおいて御議論いただいているところで、本年11月頃勧告がなされる予定と聞いております。労務費の基準は技能労働者の処遇改善を図ることを目的とし、公共工事・民間工事共通して適用されるものです。現在も建設Gメンによる調査において、著しく低い労務費での取引の有無などについて調査・確認しておりますが、労務費の基準が勧告されれば、それを踏まえた取引がされ

るようしっかりと調査し、場合によっては指導してまいる所存でございます。

なお、労務費の基準を踏まえていない取引を見聞きした場合などについては、駆け込みホットラインなどで情報をお寄せいただきますよう併せてお願ひいたします。

【(一社) 建設産業専門団体連合会会長 要望】

質問といいますかお願ひですけれども、今回中建審の議論の話になりましたけれども、資料が入っていなかったので、ちょっと御説明させていただきますと、法律の一部改正をする法律（概要）が中建審の資料の3ページに載っています。後ほど見ていただければと思うのですが、そこでは労務費の基準が労務費だけになっています。その上に下請経費とかが積んであるのですけれども、この部分を4ページで新たなルールの導入で12月までに施行するということで、新たに労務費の確保のイメージとして、適正な労務費という、労務費の上に雇用経費というものが積んでございます。

ここまでが労務費の確保のイメージですよという説明をこれ一応中建審でクリップ留めしていますので、ここでその横にこれまでの特有の課題として、これまでの建設業法の総価一式が今まで運用されてきましたので、商取引の肌感として、決まったお金から経費を引いて下に流すという構造を新たなグランドデザインという形で変えましょうと。賃上げをするためにこういうことが必要ですよと示されたのが標準労務費確保のイメージと私どもは理解しておりますので、現場に回られたときに、経費の部分については恐らく企業によつて違うでしょうと。なので、固定化するというか一定の基準を示すのはいかがなものかという議論が現実にございます。全建、日建連サイドからも出ております。

しかしながら、競争の中に労務費を外して経費だけを組み込むということは、総価一式で今までやつてきたわけですから、この感覚で言いますと、経費をかける者ほど競争の不利に立つて受注の機会が失われます。ですので、Gメンの方には、これまでの業法と違う形に進んでいるのだと、持続可能性を求めて、これから持続可能性を考えて企業の選択をしてほしい、そういうマインドを変える指導をお願いしたい。

非常に難しいことではあると思うのですが、12月までこれからどんどんまた議論が進んでいくと思います。ある程度一定の基準の経費率が示されると思いますので、それまでぜひともマインドを変えるような御指導をしていただきたいと。それと、11月頃に恐らく決まると思いますので、その経費を含めたところまで、そこまでを競争の基準から外すというふうにしていただきたい、そのように現場でも指導していただきたいと。ぜひともお願

い申し上げます。

【議長】

難解であるというのは私たちも理解しておるところではございますが、いずれにしてもある程度の形というものが見えてきた上で、どういう活用をすればいいのかというスタイルが、まだまだ不安が先走っているというところではございますけれども、明るい兆しということには変わりはないのかなと捉えています。いずれにしても今までのような商慣習にのっとって、スタートの会長の御挨拶にもありましたとおり、暇になると安い価格でやるのだという建設業ではもう立ち行かなくなっているのだよということを実感しているのは私たちかなと思っています。

若い世代がこの業界を継承していくうというマインドには現状ではまるでなっていかないだろうと。若い人が入ってくる以前に、やはり継承者がいない。ここに来て、コロナ明けで急激にM&Aを含めて廃業者、倒産業者が急増しているのは御存じのとおりかとは思っています。今後ますます特に北海道においては倒産・廃業が進んでいくのかなと感じています。札幌はまだいいとしても、特にやはり地方都市に関してはますます守り手がいなくなるという現況があると思いますので、少しでも明るい兆しを届かせるような輝きになっていければと考えています。

【共通要望事項②】

【議題】

「さらなる適正な工期の設定について」

【趣旨】

建設業は、全産業平均と比較して年間労働時間・出勤日数が長く、依然として厳しい労働環境にあります。特に建設現場における完全週休二日制の導入については、大手元請企業では社員数の充実等により、現場が稼働していても週休二日を確保できているケースが多い一方で、中小企業では工期に制約がある中で、現場が動いていれば休みを取ることが難しいのが現状です。

当会が会員団体加盟企業に実施した調査でも4週8休以上を実現している企業は1割程度にとどまり、その主な要因として、適切な工期が確保できないためとの回答が最も多く寄

せられています。扱い手確保の観点から、入職前の扱い手に対しては4週8休は必須条件となっており、また、時間外労働の上限規制適用などの変化から、効率化を進めてもこれまでどおりの工期設定では施工に無理が生じるため、次の2点をお願いしたい。特に民間工事に対して、これまで以上に工期の余裕が必要となることを啓発願いたい。

①労働環境の改善と持続可能な建設業の確立のためには、発注者側の理解促進とともに、国によるさらなる適正な工期の確保に向けた支援・制度整備を強く要望いたします。

②近年の気候の温暖化に伴い夏季の気温上昇が著しくなっており、このような状況下で技能労働者の労働環境は過酷になってきています。これを受け、適正な工期の確保とともに、公共工事において8月を休工にするなどの工期設定を試験的に導入していただきたい。

なお、このような施策の実施において、日給月給の技能者にとっては収入が減るので、むしろ休日出勤を望む人もいるとの意見も少なくありません。週休二日制等の推進のためにには、平成30年の建専連決議に倣い、月給制への推進に取り組んでまいります。

【北海道左官業組合連合会 要望】

建設業は、全産業平均と比較して年間労働時間・出勤日数が長く、依然として厳しい労働環境にあります。特に建設現場における完全週休二日制の導入につきましては、大手企業では社員数の充実等により、現場が稼働していても週休二日を確保できているケースが多い一方で、中小企業では工期に制約がある中で、現場が動いていなければ休みを取るのが難しいというのが現状でございます。

当会が会員団体加盟企業に実施した調査におきましても4週8休以上を実現している企業はわずか1割程度にとどまり、その主な原因として、適切な工期が確保できないためとの回答が最も多く寄せられております。扱い手確保の観点から、入職前の扱い手に対しては4週8休は必須条件となっておりまして、また、時間外労働の上限規制適用などの変化から、効率化を進めてもこれまでどおりの工期設定では施工に無理が生じるため、次の2点をお願いしたいと存じます。特に民間工事に対して、これまで以上に工期の余裕が必要となることを啓発願いたいということでございます。

①労働環境の改善と持続可能な建設業の確立のためには、発注者側の理解促進とともに、国によるさらなる適正な工期の確保に向けた支援・制度整備を強く要望いたします。

②近年の気候の温暖化に伴い夏季の気温上昇が著しくなっており、このような状況下で技能労働者の労働環境はさらに過酷になってきております。これらを受け、適正な工期の確

保とともに、公共工事において8月を休工にするなどの工期設定を試験的に導入していただきたい。この2点となっております。

なお、このような施策の実施において、日給月給の技能者にとっては収入が減るので、むしろ休日出勤を望む者もいるとの意見も最近少なくありません。週休二日制等の推進のためには、平成30年の建専連決議に倣い、月給制への推進に取り組んでまいります。

【北海道開発局 回答】

工期等に関わる直轄工事での取組の状況について、まずお知らせいたします。

我々の工期の設定でございますが、本省の指針に則って、準備、後片づけとか不稼働日を考慮した上で必要となる工期を設定することとしています。また、施工効率向上プロジェクトをつくっておりまして、これは工事の着手前から施工中、施工が終わった後の検定までの一連の流れの中で、それぞれの場面でどういうことに着目してやっていくのかを決めていますけれども、工事着手前に受発注者が工事工程について確認する工事円滑化会議を必ずやることとしておりまして、その中で、もし不備が見つかった場合には柔軟な工期設定をするように対応しているのが一つございます。

工期設定における8月の休工でございますけれども、試験的導入については北海道の気候の状況と本州とを比べると、北海道が先行するという状況にはないと思いますので、地整がどのようにやっていくのかということに着目していきたいと思っているところでございます。

【北海道開発局 回答】

続きまして、工期の関係で周知をどのように行っているかについてお話しさせていただきたいと思います。技能労働者の処遇改善と担い手の確保のためには、休日の確保は大変重要と考えているところです。これまで民間発注団体の皆様へは適正な工期設定についてのチラシをつくって働きかけを行っているところでございます。

先ほど資料の紹介の中でもあったかと思いますが、お手元の配付物の中に、色刷りA4で青っぽいものを御覧ください。著しく短い工期の請負契約は禁止されているということで、両者が手を握ってというものがございます。担い手の確保とか魅力ある職場環境づくり、週休二日、ワーク・ライフ・バランスの実現、こういったものに適正な工期が絶対必要ですということを分かりやすく発注者の方に理解していただくために、このようなチラ

シをつくって周知しているところでございます。いろいろガイドライン、ハンドブックもございますが、そういったものはQRコードから飛んでいただくような形にして、それぞれの立場から必要な資料を見ていただけるようにつくっております。

そのチラシの裏を御覧いただければと思いますが、今回冊数を確保できなかつたので、お手元に表紙だけ印刷させていただきました「適正工期確保ガイドブック」というものがございます。こういったものも使いながら、適正な工期、しわ寄せが行かないようにということでお願いをしておりますので、御紹介でした。

また、追加でお話しさせていただきますと、建設Gメンの調査ということでございますが、建設Gメンの調査においても、このようなものを用いて適正工期の確保の重要性を分かっていただくように発注者に働きかけを行っているということでございます。引き続き、まず取組を知ってもらう、重要性を理解していただくというところが大変重要ですので、こちらも頑張っていきたいと思っております。

【議長】

ありがとうございます。まずこの表題、テーマ②の文章につきましては、全国10か所で同等の会議が開かれています。建専連として同じ内容のテーマを掲げてというスタイルでつくれておりますので、先ほど8月はいかがなものかという御意見をいただきました。会長のほうからも、今の暑い時期では8月は非常に受発注者ともにやはり今はきついよねという御意見が一致しているというお話もお聞きしています。

ただ、これを置き換えて、もしかすると北海道は12月がいいのか1月がいいのか2月がいいのか、一番雪が多い時期という部分で考えることがいいのか、厚労省さんのはうも変形労働時間制、時間の割り振りで年間の労働時間をつくろうよというスタイル、もっと柔軟にというお考えも理解しているところではございますが、やはり4週8休ということで、若い子たちに、夏の6月、7月の季節のいい時期に若い子たちは遊びに行きたいというときに、どうしても休めないという環境はいかがなものかなと。冬は冬で休みを使って山にスキーに行くという、それもまた楽しみの1つだらうとも考えます。

この辺のところを踏まえて、独特なものと理解していただいても結構です。皆様方から何か御意見、また、御質問等ございましたら御発言いただきたいと思います。

【(一社)建設産業専門団体連合会会長 意見】

これ8月と書いていますけれども、今全国を回ってちょうど半分ぐらいですが、国には本当の働き方改革の先導をしてほしいというお願いをして回っているところですけれども、どういう意図かといいますと、これ8月というよりもフレックスだと思うのですね。これから本当の働き方改革は、土日を固定するというよりも働き手が求める休みを提供できる産業に人が来ると。これは間違いないと思うのです。若い人たちがどういう働き方を求めているのか。

それと、今働いている人たちがどういう休みを取りたいと思っているのか、一概に土日ということだけではなく、地域によって一度北海道でも8月をというと、いや、こっちは違う、冬なのだと。大分前のお話ですけれども。でも、かなり暑さもきつくなっていますし、今命を守るという観点と、それと働き方改革を本当にやるのだというニーズがすごくマッチしていると思いますので、ぜひともよその産業にない、建設業ならではの、賃金とか休みは建設業はいまだに低いので、よその産業がやっていない取組を、例えばそれが8月はどうですか、女性活躍とか、いろいろな委員会でお話を聞くと、子供たちと1か月間休みを取れるのだったらいいよな、そういう産業ってないよねみたいな、欧米に目線を合わせると当たり前のことを日本にも取り入れていく。

一挙にということは非常に難しいので、ぜひとも「フレックス」ということでキーワードにしていただいて、北海道ではどういう働き方がいいのか、改革をするのがいいのか、どういう休みを求めているのか、その辺ちょっとリサーチしていただいて、各局長が替わられるタイミングもありましたけれども、いや、試行的にやるというのは割とできるのではないか、入札条件に入れるとか、ちょっと検討してみるよというお話が割とございました。

ちなみに、昨日は九州だったのですけれども、九州の休みを見ると、危険度合いの赤が1か月以上続いているのですね。真っ赤でしたね。危険というときに、何か規制だけ厳しくして、熱中症対策をしていなかったらこういう罰則をしますよというのはおかしいのではないかと。そもそも危険であれば休みなさいということが普通ではないですかと。なので、一般社会の常識は建設業の非常識みたいなところがございますので、ぜひとも国のほうにリーダーシップを取っていただいて、ちょっと試験的にこんなことをやっているのだ、どうだというような形で先導役として引っ張っていただければと、そういう思いのこの御提案だと思いますので、ぜひとも御検討をお願いいたします。

【共通要望事項③】

【議題】

「C C U S カードリーダー設置の促進について」

【趣旨】

技能者一人一人の就業履歴や保有資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場の効率化や適切な安全管理などにつながるシステムとして、建設キャリアアップシステム（C C U S）の運用が始まり、令和6年度末で技能者登録数 162 万 6,545 名、事業者登録数 29 万 413 社、新規登録現場数 13 万 8,838 現場（令和6年度）、能力評価判定件数 11 万 5,066 件（令和7年1月末）と順調に伸びております。

一方で、当会が会員団体加盟企業に実施した調査では、C C U S のカードリーダーが設置されていた現場の割合は、20%未満が 29.4%と最も多く、次にゼロ%が 16.5%と続いています。特に地方ではカードリーダーの設置が遅れているとの声が聞かれます。

建専連は、C C U S のレベル別最低年収の実現や本年秋の大規模なシステム改修でC C U S との連携の強化が予定される建退共への着実な課金システムとしてC C U S の本格稼働に大きく期待をしています。特に財政基盤の弱い個人や零細企業では、職人の離職後の福利として建退共は有意義な制度と考えておりますので、地方公共団体発注は 100%を初め官民全現場へのカードリーダー設置を義務として進めていただきたい。

【（一社）日本機械土工協会北海道支部 要望】

ピンチヒッターで申し訳ございません。着座にてお話しさせていただきます。

「C C U S カードリーダー設置の促進について」につきまして申し上げます。技能者一人一人の就業履歴や保有資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場の効率化や適切な安全管理などにつながるシステムとして、建設キャリアアップシステム（C C U S）の運用が始まり、令和6年度末で技能者登録数 162 万 6,545 名、事業者登録数 29 万 413 社、新規登録現場数 13 万 8,838 現場（令和6年度）、能力評価判定件数 11 万 5,066 件（令和7年1月末）と順調に伸びております。

一方で、当会が会員団体加盟企業に実施した調査では、C C U S カードリーダーが設置されていた現場の割合は、20%未満が 29.4%と最も多く、次にゼロ%が 16.5%と続いております。特に地方ではカードリーダーの設置が遅れているとの声が聞かれます。

建専連は、C C U S のレベル別最低年収の実現や本年秋の大規模なシステム改修でC C

U.Sとの連携の強化が予定される建退共への着実な課金システムとしてCCUSの本格稼働に大きく期待しております。特に財政基盤の弱い個人や零細企業では、職人の離職後の福利として建退共は有意義な制度と考えておりますので、地方公共団体発注は100%を初め官民全現場へのカードリーダー設置が義務として進みますよう御指導をお願いいたします。

【北海道開発局 回答】

まず、直轄工事でのモデル工事の採用などについて、お答えさせていただきたいと思います。

開発局では、令和2年度からキャリアアップシステムの活用促進に向けて、モデル工事等の適用を行っているところでございます。一番最初につきましては、一般土木の北海道で言うところのA等級以上の工事を原則として、その中のWTO対象工事を義務化モデル、それ以外を推奨モデルとして運用を図ってきたところでございます。その後、各業団体と意見交換会などを行いながら、一般土木工事以外のWTO対象工事を適用、それから、今で言うと1.3億円以上の舗装工事も適用としているところになってございます。

直轄の部分については以上です。

【北海道開発局 回答】

先ほど資料の中でも若干触れましたけれども、北海道と連携して、市町村に対して説明会を行っているというお話をさせていただきました。そのような説明会でも、技能労働者の確保に対してCCUS導入は極めて重要ですということをお話として、周知をしているところでございます。地方公共団体の工事においてもCCUSの導入が進むよう、このような会議、建設Gメンによる調査という場を通じて、引き続き働きかけを行おうと考えております。

昨日、実は、北海道と東北ブロックの道県の入札契約担当課長会議がありました。本省からは建設業課の入札制度企画指導室が来て、先ほどの北海道と6県の入札契約担当課長が集まった会議がございましたけれども、その中でもCCUSの活用促進が重要だということで、申合せを行っております。その中身を少し紹介しますと、CCUSの活用促進のために、地域の事業所における利用の状況等に応じて、就業履歴の蓄積状況に応じたインセンティブの措置の導入など、さらなる環境整備に取り組む、国は地方公共団体が当該取組を行うに当たって、必要な支援を講ずることとするという申合せを行っております。これは北海

道・東北ブロックだけではなくて、ほかの地方ブロックでも同じようなことを申し合わせて取り組んでいこうとやっているところでございますので、御報告します。

【議長】

確かにこのカードリーダー、まず本当に、道内の私ども、僕のところも鉄筋工事業ですけれども、北海道は札幌に 62 社の組合企業がおります。旭川から北にはいない、釧路から東にはいない、札幌から西、室蘭を西と呼んでいいかどうかは別として、西には業者がいないと。あとは函館と室蘭に点在しているという状況の中であり、まず地方に業者がいないというところが、ほかの西の外れ、例えば岩内、今北電さんが大きな工事をやっていますから、スーパーさんはやっていますけれども、スーパーさん以外の元請さんについてはまず聞こえないです。釧路から東についても、公共、開発局さんの現場については間違いなくあるというのを理解しておりますが、そのほかの現場においては、まずもう何それというところからも現況は動いていないというのが実態としてあります。

カードを持っていても、まず使う場所がないので持っていかなくなっているというのがありますので、いかがなものなのかななど。かく言う札幌はいかがなものかといって、私、札幌のほうの委員も務めておりますので、商工会議所等を通して札幌市に対して、この C C U S という制度が始まってから再三声を出して、建築に関して今年からようやくモデルが始まつたという程度のレベルなので、既に経過措置として、24 年でスタートしたのがゼロ、要するにリセットされてしまうというところを理解してくださいと。

30 年選手も今の段階でスタートしても履歴は 1 年生と変わらない状態にしかならないと。これが 1 年経過して、要するに 1 年間カードリーダーをつけないままでいくと 1 年間の履歴はまるでなくなりてリセットされて、更新時には 30 年選手であろうとわずか二、三年という形になり得る可能性が出てきますので、ぜひともそこは阻止していただくような形は取っていただくように、各地方の方には声を大にして強く推し進めていただきたいと考えています。

【北海道独自要望事項①】

【議題】

「(労務費の確保関連) 適正な建設機械損料の確保について」

【趣旨】

国土交通省では、建設業法を改正し、扱い手確保・処遇改善のため著しく低い労務費の見積りの提出を禁止されました。当協会でも扱い手確保のために適正な価格の収受に努めているところです。業界の特徴として、移動式クレーンの維持費、管理費などの機械損料の比重が見積りの中で高い状況にあり、移動式クレーン車両そのものの実勢取引価格が高騰している現状では、当該機械損料も上昇しておりますが、発注者が参考にしている積算資料、建設物価の作業料金表では労務費を重視しているため、適正な機械損料を下回る可能性がございます。

つきましては、見積りを提出する際、適正な労務費とともに適正な機械損料を記載するよう御指導いただきますようお願いいたします。また、建設Gメンによる監視にこの適正な機械損料等を重要課題としていただき、扱い手確保、処遇改善、健全な業界の維持を図っていただくようお願いいたします。

【(一社) 全国クレーン建設業協会北海道支部 要望】

今回議題として上げさせていただきました「(労務費の確保関連) 適正な建設機械損料の確保について」ということでございます。この文章にはありませんけれども、労務費が上がっていくということは大変望ましいことではございますけれども、我々の業界としましては、建設機械、クレーンの価格、管理費等々のコストが著しく上がっておる状況の中で、こちらが確保できませんと当然人件費の支払いにも影響してくるということでございますので、今回上げさせていただきました。

趣旨。国土交通省では、建設業法を改正し、扱い手確保・処遇改善のため著しく低い労務費の見積りの提出を禁止されました。当協会でも扱い手確保のために適正な価格の収受に努めているところでございます。業界の特徴として、移動式クレーンの維持費、管理費などの機械損料の比重が見積りの中で高い状況にあり、移動式クレーン車両そのものの実勢取引価格が高騰している現状では、当該機械損料も上昇しておりますが、発注者が参考にしている積算資料、建設物価の作業料金表では労務費を重視しているため、適正な機械損料を下回る可能性がございます。

つきましては、見積りを提出する際、適正な労務費とともに適正な機械損料を記載するよう御指導いただきますようお願いいたします。また、建設Gメンによる監視にこの適正な機械損料等を重要課題としていただき、扱い手確保、処遇改善、健全な業界の維持を図

っていただくよう御指導をよろしくお願ひいたします。

【北海道開発局 回答】

建設機械損料の確保ということでお話がございました。本当に現場では労務費プラスこの損料の部分も御苦労されていることだと思います。お知らせいただきありがとうございます。

建設Gメンによる調査でございますけれども、特に労務費、資材費、適正な工期の確保などの観点から調査を進めているところでございます。労務費、材料費等の必要な経費の内訳が明示された見積りを作成することについても、どういう状況ですかということで伺っているところでございます。必要に応じて元請・下請ともに指導しているところでございます。

必要な経費が内訳明示された見積りというものがなされるということは、きちんと経費を確保していくためには極めて大事なことでございますので、引き続き内訳明示された見積の提示がなされるように調査・指導してまいりますので、皆様におかれましても注文者への内訳明示した見積りの作成・提出について積極的に取り組んでいただければ幸いでございます。

また、建設Gメンによる調査におきましては、労務費や材料費、工期に特に焦点を当てた調査票を提出していただいているところでございますが、実地調査に際しては該当工事の見積書も提出していただいているところです。機械経費が計上されている場合は注意して見てまいりたいと考えております。

なお、損料や賃料などの機械経費は調査に基づいて決められていくところでございます。本年は国土交通省の建設機械等損料調査がございますけれども、これを実施する年と担当部署から聞いているところでございます。こうした損料調査において、さらに物価調査会社等が実施しているその他の価格調査等におきましても皆様のところから実態を御報告いただくということでお願いしたいと思います。

建設機械等損料調査は2年に1度動いているということでございます。皆様からいろいろデータをいただいてやっているところでございます。引き続き御協力いただくとともに、本当に実態をお知らせいただくには手間がかかる部分はあろうかと思いますけれども、稼働時間とかどれぐらいの期間運転しているのかといった事細かな実態を教えていただくことが極めて重要と考えているところでございます。

機械損料については、機械の耐用年数、使用状況から算出するところでございますので、思いどおり、すぐに反映できるかどうかというところについては、なかなか難しいところもあると思いますけれども、担当から聞いている範囲では、機械損料は緩やかに上がってきているというように伺っておりますので、いずれにしましても建設機械等の損料調査で実態をよく教えていただくということに御協力をお願いできればと考えております。

【(一社) 全国クレーン建設業協会北海道支部 要望】

我々全ク協でも、今おっしゃられたとおり機械損料について適正な価格を設定していくこと、我々の協会の中でそれで改めて動き出したところではございますけれども、現在の実態としましては、主に元請さんほうで、我々の説明の仕方にも問題があるのですけれども、機械損料についてよく把握されていないという実態があります。現状としましては、主に時間幾ら、1日幾らという見積りになっています。例えば25トンのクレーンが1日5万とか6万、7万、その工事とか場所によって違ってくるのですけれども、この幅がすごくあるのですね。ですから、今後については、元請さんにも機械損料をもう少し重視していただきたいと思っておりますので、いわゆるコストに見合った価格収受に向けて今いろいろとやっておるところですけれども、結局この機械損料が大きく賃上げを左右するものですから、その辺の御指導もお願いしたいと思っております。

【北海道開発局 回答】

今のお話ですと、元請に機械損料がどれくらい実際かかりますというところを御理解していただくことが重要なのかと思って伺っていました。元請に理解していただくには、皆様のところから、これはこういう理由でこれぐらいかかるものなのですということをよく説明していただくのが、まず重要だと思っているところでございます。

ただ単に1日幾らの単価だからという計算で出しただけでは割に合わないという部分はあろうかと思いますので、考え方をこちらも積み上げて、元請でもそれなりに、満額とはいかないかもしませんが、それだったらここぐらいまで頑張りましょうかというような、お互いが納得できるような資料というか、裏づけ、根拠、そういったものを、どういうものがあれば上げられるのですか、というのを互いに話し合っていただくのが、勝った負けたみたいな話ではなくて、将来を含めて、適正な価格でやっていくために遠回りかもしれないけれども、王道みたいなところがあるような気がいたします。いずれにしても私たち

も建設機械等損料調査で実態をよく伺っていくところで頑張っていきたいと思っております。

【(一社) 建設産業専門団体連合会会長 意見】

たびたびすみません。御説明があったこの資料「北海道開発局からの情報提供」の13ページのところで、中野大臣から建設業者団体の長へということで発出されているという、この中身についてちょっと勉強不足で教えていただきたいのですが、13ページ、右側真ん中の2、「下請法の改正内容の周知及び同法の施行前からの自主的な対応」とあるのですけれども、我々の理解では、下請法は建設業法があるので適用外という理解を今までずっとしてきたものですから、この改正内容のところで2点ほど下に書いてあるのですが、下の支払手形の禁止とか、この辺は理解できるのですけれども、その上の代金に関する協議に応じないとか協議において必要な説明または情報提供をしないことによる一方的な代金の額の決定を禁止することということですけれども、この中身について、検証というか確認というか非常に難しいなと思うのですけれども、建設業法の総価一式で金額が決まればそれは民民契約オーケーみたいな、これまでそういう感覚で流れてきたように思うので、この周知、例えば建専連から皆さんへ御周知する上で、どういう理解の下にこれをしたらいいかというのは非常に我々とすると難しいなという点がございまして、ここのところを何か御説明できるようであれば説明いただければと思うのですけれども。

【北海道開発局 回答】

資料が見づらくてすみません。白く見えてしまっていて、字が追えないところもあるかもしれません。今御質問のありました下請法の改正云々というところでございます。

岩田会長がおっしゃるとおり、建設工事そのものについては、建設業法がございますので、そちらで規律をしていきます。かと言って建設業者だから全く関係ないかというと実はそうではなくて、建設業の中でも例えば設計し、成果物をいただくことは下請法の対象になってくることがあります。そのため、建設業者だから全く関係ないと言っていると、いやいや、それは建設工事だけの話であって、設計とかのやりとりでは、下請法に引っかかる場合がございますという話です。

下のほうの細かいポツの中でいろいろ書いてございますけれども、代金に関する協議に応じないとか、協議において必要な説明をしないというところを下請法の中で、改正で対

応していますけれども、実は建設業法の中でも同じような趣旨のところは今回の改正で入ってきています。いずれにしても建設業だから無茶が許されるということのないように、今回の法律で建設工事に関する部分は建設業法で対応しているし、それ以外の建設業をめぐるいろいろな取引という部分は下請法の規律で対応しますということです。

結局、同じような、買い叩きのようなことや支払わないというような無茶なことをすると、どちらかの法律で当然、規律されますということでございます。襟を正していただくという行為においては同じなのかなというのが正直なところです。

【北海道開発局 回答】

具体的な例をもう1つ。たまたま、今、少し検索したら、ある弁護士事務所のサイトがありまして、そこに建設工事に当たらない取引、つまり下請法の対象となる取引の例というのがあったので。皆さんも調べればお分かりになるのですが、例えばということで挙がっているのが、「建設業者が建設資材の販売も手がけており、その建設資材の製造を下請事業者に委託する場合」、そういう会社さんもありますよね。そういう場合には、もはやそれは建設業ではなくて物を製造している業になるからということです。

そういうもの、つまり、一式で表現されている中を分類していくと、建設工事ではないものの中には含まれています。建設工事だから関係ないとは言えないのですという、今の説明と同じですけれども、そういうことですのでお気をつけください。

【(一社)建設産業専門団体連合会会長 意見】

非常に分かりやすい解説で、ありがとうございました。我々は建設業の受注者でもあり発注者でもあるという理解の下に、発注する場合には下請法の対象になる業種もあるということですので、勉強したいと思います。

あともう1点、これ経産省の中には建設業もあるという御説明ですね。産業の中に建設もあるということで、これ我々の周知ということもありまして、「適正な価格転嫁の実現に向けた取組」というのをQ&Aで公取が6年3月13日に出していまして、その中に、これまでとは大きく違うといいますか、私どももびっくりしたのですが、要するに適正といいますか、例えば総理の車座でもそうでしたけれども、賃金を6%上げてくださいねと。これはもう政府からの官製賃上げという要請が来ていて、これは賃上げしないといけないですよということ。この場合もそうですし、例えばガソリン代が物すごく上がっている、

新聞記事なんかでもそうですし、いつからいつまでと対比してこれだけ上がったということに対して、現場に価格転嫁の要請に行きましたと。

現場に行ったときに、上げない理由を書面かメール、電子媒体で回答しないまま価格を据え置いた、これは優越的地位の濫用に当たる可能性があるというのが明確にこのQ&Aで書いていますので、ここは我々も12月の新しい建設業法改正の標準労務費の適用まで、それから以降も、なじむまでも我々も戦う武器になると思いますので、これは再度申し上げますけれども、公正取引委員会の「適正な価格転嫁の実現に向けた取組」、令和6年3月13日に公取がQ&Aを出していますので、ぜひとも見て勉強していただければと思います。